

改正	現行
<p>（行為の届出を要しない事業等）</p> <p>第八条 条例第十二条第十三号（条例第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規則で定める事業は、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業とする。</p> <p>2 <u>条例第十二条第十四号（条例第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>一 <u>広島海の管理に関する条例（平成三年広島県条例第七号）第三条の規定による許可を受けた行為（同条例第二条に規定する海域の土地利用等に係るものに限る。）</u></p> <p>二 <u>景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第一項及び第二項の規定による届出が必要な行為</u></p> <p>三 <u>景観法第二十二條第一項若しくは第三十一條第一項の規定による許可を受けた行為、同法第六十三條第一項の規定による認定を受けた計画に係る行為又は同法第七十二條第一項、第七十三條第一項、第七十五條第一項若しくは第二項若しくは第七十六條第三項の規定に基づく市町の条例による制限に適合した行為</u></p> <p>四 <u>景観法第五十八條第一項の規定により農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の特例となる景観法第五十五條第二項第一号の区域内の開発行為</u></p>	<p>（行為の届出を要しない事業等）</p> <p>第八条 条例第十二条第十三号（条例第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規則で定める事業は、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業とする。</p> <p>2 <u>条例第十二条第十四号（条例第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、広島海の管理に関する条例（平成三年広島県条例第七号）第三条の規定による許可を受けた行為（同条例第二条に規定する海域の土地利用等に係るものに限る。）とする。</u></p>